

処遇改善手当(4・5月)

グループ	毎月支給額	年間支給予定額	対象月数
直接介護にかかわる対象職員(高齢事業)	1,000円	2,000円	2ヶ月
直接支援にかかわる対象職員(障がい事業)	1,000円	2,000円	2ヶ月
臨時職員	支給対象から除きます。		

※稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

特定処遇改善見込額(高齢)(4・5月)

グループ	年度末一括支給 (一時金)	月平均	対象月数
A(知識・経験を有する)	12,000円	6,000円	2ヶ月
B(その他の介護職員)	11,000円	5,500円	2ヶ月
C(その他職員)	5,000円	2,500円	2ヶ月
その他の職員のうち(法人の負担あり) 計画を作成するケアマネ・相談員等	10,000円	5,000円	2ヶ月
その他の職員のうち(法人の負担あり) 看護職員、OT等	5,000円	2,500円	2ヶ月
その他の職員のうち 改善後の給与総額が440万円を超える職員	加算額の収入総額、前年度と改善年度との給与支給総額での比較調整により未定です。		
その他の職員のうち 加算対象外事業所の事務職員等	対象事業所等との給与支給総額での比較調整により未定です。		
その他の職員のうち 臨時職員	支給対象から除きます。		

※ 稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

グループ分けについて(高齢事業)

グループ	条件	備考
Aグループ (知識・経験を有する介護職員)	勤続10年以上で介護福祉士の資格を有する介護職員(現任者)	他法人での勤続年数は、含めず。
Bグループ (知識経験のない介護職員)	勤続10年未満の有資格者、もしくは無資格の介護職員(現任者)	他法人での勤続年数は、含めず。
Cグループ (その他の職員)	上記以外の職員(対象事業)	改善見込額を含め年収が440万円を超える者は対象外。
対象外職員	Cグループで440万円超えの職員。対象外事業の職員《訪問看護・居宅介護・介護予防他》。臨時職員。	南魚沼福祉会では、訪問看護と居宅介護が、対象外事業

特定処遇改善見込額(障がい事業)(4・5月)

グループ	年度末一括支給 (一時金)	月平均	対象月数
A(知識・経験を有する)	12,000円	6,000円	2ヶ月
B(その他の介護職員)	11,000円	5,500円	2ヶ月
C(その他職員)	5,000円	2,500円	2ヶ月
その他の職員のうち(法人の負担あり) 計画を作成するケアマネ・相談員等	10,000円	5,000円	2ヶ月
その他の職員のうち(法人の負担あり) 看護職員、OT等	5,000円	2,500円	2ヶ月
その他の職員のうち 改善後の給与総額が440万円を超える職員	加算額の収入総額、前年度と改善年度との給与支給総額での比較調整により未定です。		
その他の職員のうち 加算対象外事業所の事務職員等	対象事業所等との給与支給総額での比較調整により未定です。		
その他の職員のうち 臨時職員	収支の状況を見ながら決定します。		

※ 稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

グループ分けについて(障がい事業)

グループ	条件	備考
Aグループ (知識・経験を有する福祉・介護職員)	勤続10年以上で下記の資格を有する福祉・介護職員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士、もしくはサービス管理責任者(現任者)	他法人での勤続年数は、含めず。
Bグループ (知識経験のない福祉・介護職員)	勤続10年未満の有資格者・サービス管理責任者、もしくは無資格の福祉・介護職員	他法人での勤続年数は、含めず。
Cグループ (その他の職員)	上記以外の職員(対象事業)	改善見込額を含め年収が440万円を超える者は対象外。
対象外職員	Cグループで440万円超えの職員。臨時職員。対象外事業《計画相談、障害児相談、地域相談(地域移行・地域定着)、就労定着、自立生活援助、地域活動支援センター》の職員。	

ベースアップ等支援加算による改善基本給(4・5月)

グループ	毎月支給額	支給予定額	対象月数
高齢事業対象職員(介護職員・その他の職員)	7,000円	14,000円	2ヶ月
障がい事業対象職員(福祉介護職員・その他の職員)	7,500円	15,000円	2ヶ月
対象外事業職員(高齢事業・障がい事業)	5,000円	10,000円	2ヶ月
臨時職員	支給対象から除きます。		

※ 稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

処遇改善支援補助金(交付金)による改善基本給(4・5月)

グループ	毎月支給額	支給予定額	対象月数
高齢事業対象職員(介護職員・その他の職員)	8,000円	16,000円	2ヶ月
障がい事業対象職員(福祉介護職員・その他の職員)	7,500円	15,000円	2ヶ月
対象外事業職員(高齢事業・障がい事業)	5,000円	10,000円	2ヶ月
臨時職員	支給対象から除きます。		

※ 稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

令和6年6月からの新加
算による南魚沼福祉会
での処遇改善

改善基本給(6月～3月)

グループ	毎月支給額	支給予定額	対象月数
高齢事業対象職員(介護職員・その他の職員)	15,000円	150,000円	10ヶ月
障がい事業対象職員(福祉介護職員・その他の職員)	15,000円	150,000円	10ヶ月
対象外事業職員(高齢事業・障がい事業)	10,000円	100,000円	10ヶ月
臨時職員	支給対象から除きます。		

※4・5月の処遇改善補助金(交付金)は6月から0円となります。
※稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

処遇改善手当(6月～3月)

グループ	毎月支給額	年間支給予定額	対象月数
直接介護にかかわる対象職員(高齢事業)	1,000円	10,000円	10ヶ月
直接支援にかかわる対象職員(障がい事業)	1,000円	10,000円	10ヶ月
臨時職員	支給対象から除きます。		

※ 稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

その他の処遇改善(6月～3月) 夜勤手当・賞与等

グループ	夜勤1回あたり支給額	対象月数
対象職員(高齢事業)	1,000円	10ヶ月
対象職員(障がい事業)	1,000円	10ヶ月

※夜勤の回数により支給額は変動します。
※稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。

グループ	賞与での支給月数
対象職員(高齢事業)	支給月数のうち 0.2か月
対象職員(障がい事業)	支給月数のうち 0.2か月
対象臨時職員	収支の状況を見ながら決定します。

※稼働率(実績)で支給額は大きく変動します。